

三広第 39 号の 2  
令和 7 年 12 月 16 日

兵庫県地域人権運動連合  
議長 ████████ 様  
丹有地域人権運動連合会  
会長 ████████ 様  
丹有地域人権運動連合会 三田支部  
支部長 ████████ 様

三田市長 田村 克也



憲法と地方自治の原則通りの市民施策の充実と「同和行政」の完全終結を求める  
要求書について（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 11 月 14 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 憲法の三大原理に関すること（人権共生推進課回答）

昨年、日本原水爆被爆者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。これは、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって明らかにしてきたことと核兵器のない世界を実現するための努力が評価されたものである。2017 年国連で採択された「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約は、9 月 26 日現在、署名 95 カ国・地域、批准 74 カ国・地域に到達している。ところが、日本政府は、日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず世界の趨勢に逆行して、条約批准に背を向ける態度を取り続けている。「三田市として独自に核兵器禁止条約の早期批准を国に要請すること」に対して、昨年度の回答では、「『平和首長会議』を通じて…署名・批准について要請」として、一年遅れの 2023（令和 5）年付要請文が提出された。████████████████████「三田市として独自に核兵器禁止条約の早期批准を国に要請すること」が是非とも必要である。その予定はどうなっているか明らかにすること。また、戦争は人権侵害の最たるものである。「戦争放棄を謳った憲法 9 条は遵守することを市民に表明するとともに、国に対して『9 条遵守』を要請すること」に対して、「憲法 9 条につきましては、日本国憲法の基本原理である恒久平和の理念をしっかりと守っていくことを前提として、国会や司法の場で審議、判断されるべき問題であると考えております。」「本市では、平和を考える非戦の誓いをつなぐ機会として毎年『平和を考える市民のつどい』を開催する等、平和施策に努めております。」と昨年度回答されたが、「国に対しては『9 条遵守』を要請すること」に対する回答がなかったので再度回答を要請する。また、決算書を見ると、人権教育推進事業費約 428 万円に対して、平和推進事業費は、約 48 万円（「平和を考える市民のつどい」開催費のみ）であり、明らかに軽視されている（「人権と共生を考える市民のつどい」開催費約 71 万円と比較しても）。今後の取り組みの強化を明らかにすること。

国への要請につきましては、引き続き、三田市も含め国内ほぼ全ての市区町村にあたる 1,740 都市が加盟している「平和首長会議」を通じて、核兵器禁止条約の署名・批准について要請し

てまいります。なお、内容については別紙のとおりとなります。

憲法9条につきましては、日本国憲法の基本原理である恒久平和の理念をしっかりと守っていくことを前提として、国会で審議し、司法の場で判断されるべき問題であると考えております。

三田市では、平和を考える非戦の誓いをつなぐ機会として毎年「平和を考える市民のつどい」を開催する等、平和施策の推進に努めており、令和7年度は戦後80年として、市民の皆さんのご協力をいただき、千羽鶴を完成させたところです。また今後の平和推進施策として、市内の忠魂堂跡地に記念碑を建立し、平和への思いを馳せる史跡にすることを検討しております。その活用につきましては、平和を考える市民のつどい実行委員会による協議や提案等をいただきながら、市民に親しまれる記念碑として活用を図っていきたいと考えております。

「平和を考える市民のつどい」と「人権と共生を考える市民のつどい」では、決算額に差はありますが、手法の違いによるものであり、その額の大小によらず、いずれも重要な施策として今後も取り組んでまいります。

## 2. 全ての市民に対し憲法と地方自治法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

### (1) 三田市民病院の「統廃合」問題と市長辞任

#### ① 公約を反故にした市長の責任

「新病院基本計画」（2月14日公表）によると「事業費」は254億円から521億円に、国補助は40%から28%に縮小と、「基本構想」から大幅に事業費が増えている。利息や医療機器の更新費用を考えると30年間で約790億円にもなる。さらに、統廃合に伴い、周辺道路の整備や交通網等関連事業も必要になるので、総額を明らかにすること。また、土地取得も出来ていないので見通しを明らかにすること。（地域医療推進課回答）

近年の建築費高騰は事業費増に直結する課題であり、三田市としても交付税単価の引き上げや県補助金の継続等の要望を国や県に対して行っております。

また、病院用地の取得につきましては、令和8年度に行う予定としております。

なお、総事業費につきましては、現在、基本設計や開発協議等を進めており、お示しできる段階とはなっておりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

公約「統廃合は白紙撤回」や「基本構想」等とは大きくかけ離れており、市長を辞任して再選挙を行い、市民に信任を問う必要がある。

市長への政治家としての要求のため、市としては回答を控えさせていただきます。

#### ② 財政からも「統合計画」は破綻

「三田市未来への財政ロードマップ（案）」では、「7年度～16年度における三田市の財政収支見通しでは、約93億円の収支不足が見込まれます。さらに、新病院の整備にかかる財政負担が17年以降にピークを迎えるため、そのための資金を準備する必要があります。」とされている。財政破綻を招く「三田市民病院と済生会兵庫病院との統合」を撤回すること。

（地域医療推進課回答）

向こう10年間で約93億円の収支不足の改善に向けた道しるべとして「三田市未来への財政ロードマップ（案）」を策定し、1つの取組案として提示させていただきました。この収支不足の主な要因は、急激な高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加や複数の大規模投資事業による公債費の増加等によるものとなっております。建築費の高騰等の課題はありますが、長期的な視点に立ち、再編統合事業を着実に進めてまいります。

### ③市民の命と健康を守るためにも、「統合計画」の中止を

「統廃合と指定管理者制度導入」は、県下各地でもいくつかあるが、病床の削減で住民の命と健康が守れないことが明らかになっている。(地域医療推進課回答)

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合につきましては、関係機関と協議を行った結果、三田・北神地域の急性期医療を確保するためには、両病院の再編統合による新病院の整備が唯一の方策であるとの結論に至ったものであり、意思決定の迅速化と組織の柔軟性向上が期待できる指定管理者制度を導入することで、医療の質とサービスの向上を図ることとしております。

将来にわたって地域医療を守り抜く覚悟を持ち、強い信念に基づいて再編統合事業を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

### ④希望する市民病院職員の全員の採用と人権侵害の中止

病院職員に対して、市に残り、転任を希望する職員に試験を行い、僅か 20 名しか採用せず 12 名が解雇されようとしている。明らかな人権侵害であり、撤回すること。病院が統廃合された川西市では、希望者 55 名の全員が採用されている。(人事戦略課回答)

令和 8 年 4 月からの指定管理制度の導入に伴い市民病院職員の雇用確保に向けて、市民病院職員から三田市事務職員へ職名を変更する「転任」を実施いたしました。この転任の方法においては、病院における事務職員や看護師等、これまでの専門性の高い病院職務とこれからの市長部局の事務職員に求められるスキル等は大きく異なることから、地方公務員法に定める標準的な職務遂行能力及び適性を見極めるため「能力の実証」として試験を実施し、能力と適性を有する者の中から選考しました。転任における試験の実施につきましては、地方公務員法に基づく適切な方法であったと考えております。

また、三田市においては、46 歳から 55 歳の職員割合が全体の約 45% を占める「年齢構成の偏り」という市特有の状況にあり、将来の大量退職に備えた技術・ノウハウの継承、管理監督職の人材育成及び年齢構成の偏りによる人件費の高騰が大きな課題であり、年齢構成及び人件費の平準化に向けて定員管理等に取り組んでいるところです。

このような状況の中、この度の転任選考の実施は、転任による市民病院職員の受入による年齢構成や人件費の見込に与える影響を鑑み、転任の受入人数について最大限確保可能な人数を上限として設けた上での「能力の実証」に基づく合否の決定であり、必要かつ適切な対応であったと考えております。

## (2) 医師の「働き方改革」と救急医療体制 (市民病院総務課回答)

### ①医師確保が難しい原因は、なぜと認識されているか。その解決策はどうか。

医師については、免許取得後も知識の向上やスキルアップのために初期研修から始まる研修期間を経て、自らを成長させる必要があります。このため指導医が多く、また多種多様な症例が集まる都市部の大規模病院での勤務を希望する者が多くなるという現状があります。このような大規模病院では豊富な症例について経験・指導を受けることができ、また医師数が多いことで当直業務等の負担についても過度にならないことから、働きやすい病院としてさらに医師を集めることができます。

当院の現在の規模では全ての診療科にとって医師に選ばれるような状況ではなく、今後再編統合することで、今以上に医師に選ばれる病院となることから、医師の確保には必要となります。

②昨年度の回答では、「原則年間時間外勤務時間数 960 時間以内となる A 水準で運営」とされているが、医師からの意見等の集約がなされたのか。その取り組みを明らかにすること。また、昨年度の回答では、「夜勤が必要となる一部の診療科においては、…今後、医師の高齢化や医師の人数が不足した場合には、診療体制に影響がでる可能性があります」とされているが、医師の年齢構成を明らかにすること。「医師の人数が不足」とは何を意味するのか。さらに、昨年度の回答では、「24 時間救急（受入）の維持について、…一部への診療科において対応が困難…医師の確保も難しい」とされているが、その「診療科」は何科か、また「医師の確保も難しい」のはなぜか。

医師の働き方改革において総労働時間や連続勤務時間に制限がかかるようになりました。当院のような 24 時間 365 日救急医療を提供する病院では夜間休日の労働や連続勤務の状況が問題になりますが、働き方改革に対応するために、夜間の医師の実際の労働負担や対応頻度等についてヒアリング等を行い、より適切な労働環境になるよう勤務体制を整備しております。さらには夜勤、宿直翌日の勤務の緩和、時間外労働の削減にも取り組み、医師にとって働きやすい職場となるよう努めております。

一方で産婦人科、脳神経外科をはじめ医師数が少ない診療科で、かつ常時緊急対応が必要な診療科については、当直業務等により医師に大きな負担がかかっているのが現状です。

このような診療科では限られた医師数で地域の医療体制を守っていくため、地域内での連携や集約を図ることで地域の医療需要に対応する必要があります。

当院の規模では地域の医療需要の全てに対応することはできませんので、近隣の医療機関やより高度な医療を提供する病院と機能分化し、連携を図りながら対応してまいります。

なお、医師の平均年齢は、病院に従事する医師の全国平均（令和 4 年 12 月末現在 45.4 歳）と同じく年々上昇しており、60 歳以上の医師も多数勤務しております。

### (3) 市民負担増でなく、財政赤字を招いた市長等の責任と処置

#### ①市長や副市長の責任と措置

「三田市未来への財政ロードマップ（案）」にある約 93 億円の収支不足に対して、その運営責任者である市長と副市長の給与や退職金を半額程度に削減すべきである。その案を市議会に提案すること。

市長・副市長への政治家としての要求のため、市としては回答を控えさせていただきます。

#### ②「ゴミ袋」の 2 倍以上の値上げの撤回を（市民生活部回答）

本来、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第 6 条」において、「一般廃棄物の収集は市町村が行う事」と義務づけられており、無料で収集を行うことである。さらに、「ごみ処理手数料」をごみ袋の価格に上乘せすることは許されない。私達は、そのために税金を支払っており、「税金の二重どり」である。「ゴミ袋」を住民が買う必要がない全国の自治体もかなりあるし、兵庫県内でも半数以上もある（29 市 12 町の内、16 市 7 町）。ましてや、三田市が属する阪神地区では、三田市のみである。それなのに「ゴミ袋」を買わせ、その値段を 2 倍以上することは断じて許せない。多くの市民も反対しており、撤回すべきである。

限られた財源の中で市民サービスを提供するには、いろいろな可能性を探る必要があると考えており、特にごみ処理の課題では、設備更新や運営コストについて、今後の財政負担を賄いきれない状況であることから、財源のあり方を議論するのは自治としてあるべき姿だと考えております。

収集ごみ処理手数料につきましては、阪神間では例がないとはいえ全国約 3 分の 2 の自治

体で導入されており、公平性の確保という面でごみの排出量に応じた費用負担を求めていくことについて、三田市でも検討すべき局面にきているのではないかという考えのもと、日常生活への影響度合いを測りやすいよう具体的な値上げ幅も含めて、三田市未来への財政ロードマップ（案）及び第1次実行計画（案）としてお示しさせていただいたものです。

しかしながら、有料化が決定事項のような形で市民の間に誤解や混乱が生じていることを鑑みると、改めてゼロベースで検討し直す必要があると判断しました。

具体的には、令和8年度からの2年間で実施を予定している第5次三田市一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中で、市民意見や有識者からの助言等を踏まえながら、財政的にも持続可能なごみ処理施策のあり方について検討していくことといたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- ③公共施設の使用料値上げは、貴職が掲げるスローガン「市民本位の三田市政に！」に逆行  
使用料に「減価償却相当額」を新たに導入しているが、これは誤りである。これは、公共施設の整備にかかる内容であり、すべての市民が利用する機会を提供するので、公費で負担すべきである。令和8年4月からの導入は撤回すべきである。（公共施設マネジメント推進課回答）

公共施設の使用料改定は、行政サービスにおける受益者負担の公平性、適正化を図るため、これまでから定期的に見直しを行っているものです。また、公共施設の整備費についても行政サービス提供に係るコストであるため、三田市としてはこれに相当する減価償却費を使用料算定において基礎となる原価（サービス原価）に含むものと考えております。

- ④フラワータウン市民センターの集約化は撤回を

三田市は、これまで現在のフラワータウン市民センターを大規模改修するとしてきた。しかし、コストの比較資料を作成し、複合化の方が安いとしているが、複合化した時、施設整備費に約10億円、現在の市民センターでは必要の無い賃料等約4千万円がいることになる。試算が間違っている。なぜ方針を変更したのか。経緯を明らかにすべきである。9月22日三田市議会本会議で、フラワータウン市民センター移設にかかわる整備事業費等の試算が問題となり、予算案が否決された。また、「フラワータウン市民センターを現在地で残し充実を求める請願」が採択された。貴職が掲げるスローガン「市民本位の三田市政に！」の通り、議会の決定に従うべきである。従って、市民や議会を無視して、独断で「集約化」を強行するための形だけの「市民説明会」は必要ない。（地域づくり推進課回答）

フラワータウン再生に向けては、若年層・子育て層の誘引につながる施策が必要と考えており、将来の望ましいまちの姿の実現に向けて検討を進めてまいりました。

今般、イオンリテール(株)から、地域課題に資する施設整備の可能性についてお示しいただいたことを機に、核となる商業施設の安定や魅力ある公共施設整備は、それぞれ単体ではなく、一体として進めることで、利便性の向上や賑いの創出等の相乗効果が期待できることに加え、公共施設マネジメントの観点からも有益であると判断してきたところです。

市民センターを含む公共施設の再配置を9月議会へ提案しましたが、財政効果は前提しだいであることや、市民への説明が十分になされていない等のご指摘もあり、否決の判断をいただきました。しかしながら、本計画の中断により新商業施設の出店計画の遅れや抜本的見直しの恐れがあることから、改めてフラワータウン地域住民の意向を把握する必要があると判断し、議会へお伝えしたうえでアンケートと説明会の開催に至ったものです。

アンケートや説明会を通じて、地域にお住まいの皆さまの最大の関心は、イオンリテール(株)の早期開業であり、その中でも公共施設移転による利便性向上やフラワータウンの活性化

に資する本計画に期待を寄せる方も相当数おられることを確認させていただきました。

それらを踏まえ、12月にフラワータウン市民センター移転に関連した補正予算を提出いたしました。

- (4)「高齢者や障害者に“やさしいまち”の実現」「公共交通機関 整備・充実」を公約にされ、「コミュニティバスの導入」や「市民の声を聞いたインフラ整備（エスカレータの設置等）」を言われた。昨年度の回答では、「…バス路線の休止をきっかけに、…地域と協議・検討を行い令和6年10月から交通空白地自家用有償旅客運送事業として地域内交通を運行」としているが、どの地区で実施されているのか。また、「コミュニティバス」は、以前2地区で導入されているとしたが現在はどうなっているのか。昨年度の回答では、「インフラ整備」について、「新三田駅のエスカレータ設置…実現に至っておりません。しかしながら、早期実現に向けて引き続き西日本旅客鉄道株式会社へ行ってまいります。」とされているが、昨年、いつどのように要望されたのか。また、「今後も待合環境の向上に資するような設備の設置を西日本旅客鉄道株式会社に対し要望を実施」とされているが、昨年、いつどのように、どんな内容で要望されたのか。（交通政策課回答）

令和6年10月から実施しております交通空白地自家用有償旅客運送は、藍地区において運行しております。コミュニティバスは、現在も広野地区と小野地区において運行実施している状況です。

インフラ整備につきましては、昨年回答いたしました新三田駅のエスカレータの設置について、令和6年12月に沿線市で構成する福知山線（大阪～新三田間）沿線都市連絡協議会を通して、西日本旅客鉄道株式会社兵庫支社に対し要望しております。

また、利用者の待合環境の向上に向けた整備に関しては、ユニバーサル社会の実現に向けた駅利用環境の向上として、バリアフリー化や防風対策について、令和6年10月に沿線市で構成する福知山線（新三田～福知山間）複線化促進期成同盟会から西日本旅客鉄道株式会社兵庫支社に対し要望しております。

### 3. 教育問題に関する課題について

#### (1)「教員未配置」（教員欠員）問題（教育総務課回答）

全国的に（兵庫県でも）「教員未配置」（教員欠員）問題が解決されず大きな社会問題になっている。昨年度の回答では、「今年度は、4月始業時点では、担任不在の状況はありませんでした。5名の未配置が生じました。その後、…退職、産育休、病休等により代替教員が必要となり、その結果5～7名程度の欠員が生じている状態が続いており」「未配置の学校においては、子どもたちへの影響を最小限にとどめ、子どもたちが学び続けていけるように教職員が強い使命感を持って対応しており、…一部の教職員に負担が増えないように留意しております。」とされているが、全く本末転倒である。

#### ①「産育休」は事前に判明していることであり、事前に代替教員を確保しなくてはならない。

「途中退職」については、その原因をどのように考えているか。三田市の教育の在り方に問題があるのではないか。

年度初めに把握している「産育休」につきましては、代替を確保しております。ただ、年度途中で妊娠が判明し「産育休」を取得する場合は、代替がなかなか見つからない状況ではありますが、代替の確保に向けて努力しております。「産育休」に関しては、事前に状況を調査し配置に努めております。代替教員が見つかった場合はすぐに配置しておりますが、代替教員が見つからないケースもあります。三田市に限らず、全国的に教員不足が問題となって

おり、2021年の未配置数は全国2,558人でしたが、2024年には4,739人と大きく増加しており、教員不足は全国的な問題となっております。

「途中退職」につきましては、健康の問題や家庭の事情、職場環境の問題、キャリアチェンジ等、その原因は様々であります。特別な配慮を要する児童生徒の増加、学校に対するニーズの多様化等、教員が対応すべき業務内容が多様化しております。指導内容の難しさ、人間関係・保護者対応等、精神的ストレス等も、その原因であると考えております。

三田市の教育につきましては、学習指導要領及び三田市教育振興基本計画に基づき、今後も適切に行ってまいります。

- ②「影響を最小限にとどめ」「教職員が強い使命感を持って」は、教育委員会の責任を教員に押しつけることであり、そのような三田市の教育への考え方に失望して、「途中退職」をしているのではないか。

三田市の教育への考え方に失望して「途中退職」をしたという事案については、確認できておりません。教職員が働きがいをもって業務にあたれるよう、各学校長より現場の実情と課題を聞き取るとともに、市教委による学校訪問を定期的実施しながら、教員の健康管理及びサービス管理に努めております。

- ③「一部の教職員に負担が増えないように留意」とは、どのような措置をとっているのか。

また、2024年度（未配置が5～7名）は、2023年度（未配置が1～5名）より悪化しており、未配置解消のシステムや取り組みに問題があるのではないか。2025年はどのような実態か明らかにすること。

「一部の教職員の負担が増えないように留意」とは、主幹教諭補助等の配置等、担業務を支援する人員配置を行うことや、管理職が学校全体の業務内容を把握し、全体をマネジメントすること等を含めての表現となっております。

今年度も教職員の未配置解消に向け、広報誌やデジタルサイネージによる講師募集の掲載、講師登録説明会の開催、近隣市町教育委員会との連携等によって臨時講師の確保に努めております。11月末現在の市内小・中・特別支援学校における未配置は2名となっており、4月当初の未配置1名より若干増加している現状です。今後も未配置解消に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

- (2)「三田市未来への財政ロードマップ(案)」では、「目的地 目指すまちの姿」として、『『子どもを核としたまちづくり』を進め、次の4つのまちの姿をめざします』と述べているのが、全くの虚偽である。

- ①第1項目「…子どもを生み、育てることができて良かったと思える」は、三田市では、三田市民病院の統廃合によって、市内に公立の産婦人科がなくなり、「生む」ことすらできないではないか。この項目からも、三田市民病院の統廃合は中止すべきである。そして、「育てることができて良かったと思える」としているが、学校・園の統廃合に教育観点が全くなく、「未来を見据えた公共施設等のマネジメント」（「将来の財政負担の軽減を図ります」目標効果額：約47.9億円）としている。この項目から、
- ・取組15「放課後児童クラブの施設数の見直し」、
  - 取組16「三田保育所・三田幼稚園のあり方検討」、
  - 取組17「松が丘幼稚園とありまふじ幼稚園の統合」（ありまふじ幼稚園は今年開園したばかり）、
  - 取組18「三輪幼稚園のあり方検討」、

取組 20「その他小中学校等の再編統廃合事業」等は撤回し、削除すべきである。昨年度の回答では、「再編により学校の適正な規模を維持し、質の高い教育環境を実現することにより、まちの魅力を高めてまいります」とされているが、「適正な規模」の認識が遅れ、世界的な水準になっていない。先進国では、20人程度のクラスで、質の高い教育環境が整備されている。もっと教育委員会は世界的動向を学習すべきであり、「再編」や「統廃合」は中止すべきである。

昨年度の回答では、「…各認定こども園では再編によって園児数が増加し、…集団での生活を通じた豊かな学びを保障できる環境が整いつつある。」とされている。統廃合により、園児数が増加するのは当然であり、再編する前の数と再編後の数を明らかにせよ。「豊かな学び」になっているとするなら、データを示すべきである。「認定こども園」については、全国的にも、子どもの学びを保障していない様々な問題が発生している。

また、昨年度の回答では、「市立保育所の増設につきましては、民間の保育施設との連携により必要な保育量が確保できており、…増設する予定はございません。」としているが、要求書の回答になっていない。「保育量」の問題でなく、衆参選挙でも多くの政党が「教育費の無償化」を掲げており、市立保育所の増設によって、私立も市立も「無償化への道」を開くべきであるという要請である。（地域医療推進課、子ども育成課、保育振興課、幼児教育振興課、学校再編課回答）

（地域医療推進課回答）

新病院では、地域周産期母子医療センターとして、正常分娩をはじめハイリスク妊婦やハイリスク新生児への対応を行い、三田・北神地域の周産期医療の中核病院として役割を果たしていくとともに、安心して出産できる環境の充実や魅力の発信に努め、より多くの分娩に対応していくこととしております。

（子ども育成課回答）

取組 15「放課後児童クラブの施設数の見直し」の項目は、児童数の減少に合わせ、児童クラブの施設数の適正化を図るものです。今後10年間の財政見直しを検討する中で、本適正化が財政へ与える影響額も示す必要があることから、本項目を撤回することは考えておりません。なお、実施に際しては、児童クラブを利用する児童や保護者に不安を与えぬよう、丁寧に説明し理解を得るよう努めてまいります。

（保育振興課回答）

三田保育所と三田幼稚園はいずれも近隣に所在する未就学児のための施設であり、この2施設が市民にとってより有益な形態でのあり方になるよう、検討を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。保育の利用者に負担いただく保育料につきましては、利用する保育所の私立、市立による区別はなく、住民税に応じた区分で算出されております。また、私立保育所の運営費から保育料を除いた部分の経費につきましては、国、県、市で負担しております。従って、「無償化への道」は市立保育所の増設とは別の問題になります。三田市においては、国の基準に沿って、3歳児以上は無償化されています。0歳児から2歳児までの保育料につきましては、国の動向を注視してまいります。

（幼児教育振興課回答）

財政ロードマップの取組につきましては、年々高まっている保育ニーズへの対応として市立幼稚園の認定こども園化を進めること、また、一定の集団規模による多くの園児との関わりの中で培われる学びと育ちの充実を目的に、市立幼稚園のあり方について、保護者や地域の皆さんの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

（学校再編課回答）

学校は、日常の教育活動のあらゆる場面で協働的な学びの機会や活動する学びの場であるとともに、対人関係においてお互いの考えや意見をスムーズに伝えていくためのコミュニケーション能力や、人間関係における調整力を身に付けていく大切な出会いの場になります。学校においてはこのような多様な出会いの場を確保し、様々な選択が可能な環境を整えていくことが大変重要であり、学校の統廃合により、それらがより充実する環境を整えてまいります。1学級における少人数化を進めることと、学校全体の小規模化への対応とは別のものであり、人口が減少する中でも、再編により一定の集団規模を維持し、質の高い教育環境を実現していくことは大変重要であり、小規模化が進む学校について、平成30年7月に策定した「学校のあり方に関する基本方針」に基づき、保護者等と意見交換を行う等、引き続き、その取り組みを進めてまいります。

②第4項目「子どもにとって、安全かつ安心して生活できるインフラ、家庭・地域・教育・自然環境が整っているまち」は、「教員未配置」の現状とは全く逆である。「教員未配置」では、昨年度の回答にある「質の高い教育環境」とはほど遠い。

又、中学校の給食費は無償化されたが、市民が求め続けている小学校の給食費の無償化は、置き去りにされている。これもこの項目とは真逆である。さらに、兵庫県は、教育を切り捨て地域を衰退させる、三田市を含む第2学区の高校を統廃合する無謀な計画を進めている。

「再編に当たっては各自治体の首長、教育委員会と調整を行う」としている。三田市の高校の統廃合について対処方針を明らかにせよ。(学校給食課、学校教育課回答)

(学校給食課回答)

小学校の給食費につきましては、保護者負担の軽減を図る等、子育て世帯への支援を行っております。小学校および幼児教育段階への拡大につきましては、国の施策や動向を注視しながら慎重に検討を進めてまいります。

(学校教育課回答)

県立高等学校の統廃合につきましては、望ましい規模と配置として、少子化による生徒数の減少が教育環境に与える影響等に鑑み、少子化であっても多様で活力ある教育活動を安定的に維持するために、統合によりその規模を確保し、配置を検討するとされており、必要な対策として、現在、具体的な再編計画を進められていると認識しております。

よって、三田市としましては、定員に対する入学者の割合の状況等を十分考慮した上で、魅力と活力ある高校づくりが適正にかつ確実に実現されるよう、丹有地域全体の中で、県立高校がどのように配置されるかについて十分熟視し、必要に応じて要望等を実施していきたいと考えております。

③第2項目「子どもが、大人になってもこのまちなら学びや交流等を通じて成長できると思えるまち」に逆行するのが、取組14「多世代交流館の廃止」である。施設・設備がなく、何が「学びや交流」か。撤回すべきである。(子ども政策課回答)

多世代交流館子育て交流ひろばの現状維持を望む立場、市民センター面積への圧迫を懸念する双方の立場から反対意見があることから、当面の間、移転を議論することは適当でないと判断し、現状の多世代交流館子育て交流ひろばを維持しますので、本実行計画案から削除いたします。

4. 多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(略称「人権・共生条例」)の制定(2022年4月施行)について(人権共生推進課回答)

(1) 昨年度の回答では、「今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性がある」としているので、三田市において「様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる」についての実態を明らかにすること。

しかし、実態については、回答がなかった。決算書掲載の報告では、令和6（2024）年は、これまでより、寧ろ減少している。制定の理由も誤っているので、撤回すべきである。

人権共生推進課が所管する「くらしの人権相談」の相談件数は、指摘のとおり、令和5年250件から令和6年197件であり減少しておりますが、市内で差別落書きが発見されたことや、土地に関する差別的な問い合わせ事案、インターネット・モニタリングにより差別や偏見を助長する案件を確認しております。

これらの状況から、様々な人権侵害や生きづらさを感じている人がいると考えられ、引き続き（略称）人権共生条例に基づいて施策の推進に取り組んでまいります。

(2) 昨年度の回答では、「市民、事業者、行政が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え」としているが、この考えが憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であると指摘している。「市民、事業者、行政が一緒になって」でなく、三者の役割分担が異なる。高校教科書にも記述されている憲法の人権概念を明らかにすること。

そして、この回答は、一昨年度と同様の回答であり、回答になっていない。

ご指摘のとおり、「市民、事業者、行政が一緒になって」でなく、三者が多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、それぞれの役割分担のもと、人権施策を進めてまいります。

なお、この条例は、憲法が定める基本的人権の理念に反して存在する様々な差別をなくし、人権が尊重される社会を実現することを目的としており、憲法の人権概念に反するものではないと考えております。

条例前文に「市民、事業者等及び行政がそれぞれの役割分担のもと…」と記載があるので、「一緒」という表現は改めます。

(3) 昨年度の回答「市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合うことにより、人権侵害のない社会をつくり、全ての人々が自分らしく生きることが出来る共生社会を実現することを目的」は、一昨年度とほぼ同様の回答であり、回答になっていない。

例えばとして、三田市の考えでは、「優生保護法被害」等国家による侵害を解決できない。憲法の人権概念を破壊することであり違法であると指摘したが、その回答がない。私達が実現を目指しているのは、「共生社会」でなく、憲法の人権概念からすれば「民主社会」である。また、参院選でのデマを含めた「外国人等への排外主義」が横行して、国民の一部が同調した。在日外国人に対する制度的な人権保障のない「共生社会」論の誤った公権力（行政）の啓発が影響を与えている結果でもある。今こそ、「民主社会」での在日外国人の人権保障の問題であるという広報が必要である。

以上から分かるように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、「人権・共生条例」を廃止すること。

この条例は、現在の社会情勢を踏まえ、今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、このような状況を将来にわたって生じさせないよう、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、あらゆる人権に関する課題解決に向けて取り組む方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え、市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、共に支え

合うことにより、人権侵害のない社会をつくることを目的としており、憲法の人権概念に反するものではないと考えております。

(4) 「三田市人権施策基本方針改定案」に対する「市民意見の募集」（パブリックコメント）の方法と集約・改訂の問題

①多くの市民がパブリックコメントに応募する制度になっていない。パブリックコメント提出数が5名からも明らかである。

三田市では様々な計画方針等の策定の際には、「三田市市政への市民参加条例」に基づき2つ以上の意見を聞く機会を設けており、その一つが「市民意見の募集」です。今回は、時間や場所の制約に捉われないよう市のホームページで意見を聞く方法と、直接手に取って見ていただけるよう市内公共施設に方針案を設置し、回答していただくという2つの方法について市広報誌に掲載し周知を努めました。ご指摘のように提出人数は5名でしたが、40件を超える意見をいただいております。今後は、多くの人から意見をいただけるよう方法を検討してまいります。

②「募集結果」と「意見に対する市の考え」について、このまとめ方は恣意的で、パブリックコメントの意味がない。意見は5名（41件）として、【改定案を修正するもの】1件、【参考意見等】40件としているが、「改定案」反対意見は、【参考意見等】ではなく、修正意見として提出されたものである。きっちりそれに対する市の見解を表明すべきである。

市民から方針案に対する様々なご意見をいただきましたが、今回いただいたご意見のうち、互いの人権を尊重し差別の解消を目指す三田市の目指すまちづくりの実現にむけて、方針案を修正することが妥当と判断したものについては修正しており、修正には至らないと判断したものについては、参考意見等としております。

③この改訂により、どのような施策を行っているのか。

人権施策基本方針は、平成15年に策定し今回は2回目の改定となりますが方針を定めてから目指すべき「人権尊重のまちさんだ」の姿に変わりはなく、これからも全ての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることが出来る共生社会を目指して総合的、横断的に施策に取り組んでまいります。

5. 人権・同和行政の施策について（人権共生推進課回答）

下記(1)は、国や県の法的な裏付けがなく（約25年前に廃止されている）、又、市民に部落差別を拡散させるもので、真っ先に「三田市未来への財政ロードマップ（案）」に挙げて廃止すべきである。

(1) 「解放学級」は、特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業である。そのうえ、市単事業であり、即刻廃止すること。

①昨年度の回答で、「5学級（小学校3、中学校2）での実施」とされたが、従前に比べ、半数になっている。現在の実態を明らかにするとともに、一部地域の実施にもなっているので廃止すること。また、実施形態や内容についても、「実績報告書」や「活動日誌」を通じて不適切な内容（歴史認識とは異なり、一部運動団体の考え方を注入していること）であることが判明している。行政施策としては、廃止するべきである。下記のように「仲間とともに行動できる力」としているが、決算書での目的は、「…仲間とのつながりを大切にしながら」となっており、また「解放学級実施要項」とも異なる回答である。昨年度の回答では、

「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に出会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、一昨年度と同様である。その目的が誤っていると、ア) 児童生徒が、将来出会うのは圧倒的に、国家・自治体（公権力）や社会的権力（企業等）による人権侵害である。イ) 憲法の人権概念と基本的人権について学校で豊かな認識をつけることが必要である。ウ) 「解放学級」のような「特別施策」を実施すること自体が、ありもしない「同和地区」を残し、「部落差別」を拡散する行為であり、子どもたちにも「不安」を植えつけ、子どもの成長にとって有害である。等と指摘したが、回答がない。再度回答を求める。また、廃止した地域についての実態を明らかにすべきである。さらには、「それを支える地域住民や保護者も…自身がつらい体験をしており」と回答しているが、具体的な「つらい体験」を明らかにすべきである。継続する理由に、昨年度の回答では、「…結婚の際しての相手の出自を調べる」「…不動産売買や転居等…特定の地域を避ける」「インターネットを悪用した差別書き込みや特定の地区を部落問題に関連した地区とする情報」はいずれも法的規制や行政指導の問題であり、「差別意識」とは無関係である。また、三田市の「解放学級」継続は、「特定の地域」を公表していることであり三田市は、既述の行為と同じことをしており明らかに差別を助長する行為であるので廃止すべきである。

解放学級は、被差別部落問題の背景や歴史を学び、社会的な不平等や差別構造への理解促進、差別を許さない態度や価値観を育み、社会における偏見をなくす意義の醸成、自身や他者への人権を尊重する意義の向上、児童生徒が将来、「差別を受ける」、あるいは「差別に出会う」という場面に遭遇した時に、「差別を見抜き、それにどう対応すべきか」を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける等の目的で実施しており、子どもの成長に有害であると考えておりません。それを支える地域住民や保護者もまた、過去に自身がつらい体験（差別ビラ事件や、進学先での体験等）をしており、同じ思いを子どもにさせたくないという思いで解放学級を捉えております。

全国的に結婚に際して相手の出自を無断で調べるような差別事象、不動産売買や転居等の際に特定の地域を避けるという差別意識が存在しております。三田市内でも差別落書きが発見されることもあり、差別が無くなっていない現状があります。

近年、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した差別書き込みや特定の地区を部落問題に関連した地区とする情報が流されるという事案も発生しております。このことにより差別や偏見が助長されており、こうした顔の見えない悪質な差別や、その拡散を防ぐことも、現在の大きな課題となっております。

よって、これらの差別がある限り、この事業を継続していく必要があると考えております。

## ②「解放学級」に関する次の資料を提出すること。

- 「解放学級実施要項」
- 「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」
- 「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無  
地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。
- 生徒募集資料
- 謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容  
昨年度の公表資料では、一部地域のみで謝金が支払われている。その理由と指導実績を明らかにすること。昨年度の要求に対する回答がなかった。
- 教職員の勤務形態「専免」廃止の確認

私たちが従来から指摘した不正な「専免」は、3年前から廃止されたが、「専免要項」の変更はしていない。それでは、不正な「専免」を復活されることになる。教職員の「専免規定」を早急に改訂すべきである。

資料につきましては、既に提出させていただいたとおりです。

- (2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応（削除対象や削除依頼の件数）や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。決算書によれば、「削除依頼件数」は2件とあるが、その内容と結果を明らかにすること。また、それに対する三田市の取り組みも明らかにすること。「改定プロバイダ責任制限法」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）に対してどのように対処する予定や対処しているのか。

削除内容は、当日お示しします。なお、法務局からの回答によれば、差別にあたらない（侵犯事実が不明確）ため削除案件にはならないとの回答がありました。

情報プラットフォーム対処法が有効に機能するよう、市でアカウントを取得し、必要に応じて対応できる体制を整える準備をしております。また、県の実施する研修に参加し、情報交換を行っているところです。

- (3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること

決算書によれば、くらしの人権相談件数は197件となっている。その内訳を明らかにすること。一昨年度の回答では、「部落差別に関するものが0件」とされており、(1)①の既述の三田市の現状認識が誤っていることは明らかである。

相談結果につきましては、総数が197件で、内容の内訳は、部落差別に関するものが0件、女性に関するものが1件、子どもに関するものが0件、高齢者に関するものが0件、障害のある人に関するものが2件、疾病に関するものが9件、外国人の人権問題0件、その他人権問題が185件でした。また、学習相談が17件となっております。

くらしの人権相談窓口において、部落差別に関する相談件数は0件であったものの、三田市内で差別落書きが発見されたことやインターネット・モニタリングにおいても削除を要請する事案が生じている状況から、現在も部落差別は無くなっていないと認識しております。

- (4) 2002年の「同和に関する法律」＜「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（「地対財特法」）＞の終了を踏まえ、「同和地区（被差別部落）」や「同和地区（被差別部落）住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。これに対して、昨年度の回答の中では、「依然として心理的差別が根強く残る等」としているが、「心理的差別」はどのようにして分かるのか。また、昨年度指摘した、「根強く残る」とは何を根拠にしているのかに回答がなかったので再度回答を求める。国による「同和地区実態把握等調査」（1993年実施、1995年結果公表）の結果を知っているのか。その内容を明らかにすること。さらに、昨年度の回答では、「インターネット・モニタリングの結果にあるように、誹謗中傷や、差別落書き事案が存在しております」としているが、「誹謗中傷」と「差別落書き事案」の内容を明らかにすること。また、「部落差別解消推進法にある…事業を行うとともに、啓発相談体制の強化を図ってまいります。」と回答しているが、「事業」は何を指しているのか。「啓発相談体制の強化」をどのように実施しているのか明らかにすること。

「心理的差別」はどのようにして分かるのか。」につきましては、令和2年に実施した「人権と共生社会に関する意識調査」結果からも「引っ越しをする場合、差別を受けてきた地域かどうか気になる」の回答において「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」といった回答が36.9%

あり、土地に対する忌避意識が残っております。また、部落差別は過去から現代まで長期間続いている事実をもって「根強く残る」と表現しております。

また、昨年回答の「事業」とは、「解放学級」や「意識調査」等を想定しており、「啓発相談体制の強化」は、相談員の常時配置を継続し、啓発講座を複数回実施すること等です。

なお、「誹謗中傷」「差別落書き事案」につきましては、意見交換会の日にお示しします。

## 6. 12月の人権週間実施の「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

### (1) 市職員の参加に係わる総務部長(前経営管理部長)の「通知」が改正されたことは評価したい。

教職員に対する教育長名の通知「参加体制及びサービスの取り扱い」について変更はあるのか。令和6年度の参加者数と、市職員と教職員の参加人数を明らかにせよ。また、参加者の感想や評価とともに、内容を広報せよ。(人権共生推進課、学校教育課回答)

令和6年度の市職員の参加者は57人、教職員の参加者は119人、一般85人の計261人です。今後は、参加者の感想や評価については人権さんだへの掲載等を検討いたします。

教職員の参加について、「参加体制及びサービスの取り扱い」の通知につきましては、変更はありませんが、「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」につきましては、教員の資質向上の機会として、三田市人権共生推進課より情報提供いただいた内容を各学校長に周知を依頼しているもので、教職員に対して、本つどいへの参加を強制しているものではないことをご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

### (2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表等と「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制になっている。昨年度の回答では、「前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意志によって自由に参加できるもの」「主催者としてはプログラム全体を通して参加していただくことで幅広く人権を学ぶ貴重な機会」としているが、県のように前半と後半の時間を記入したり、また、参加自由を会場で公表することを要請する。「主催者の思い」と参加強制とは別である。

また、「幅広く人権を学ぶ貴重な機会」としているが、講演内容が不可知論の「心理的なもの」ばかりであり、市民が「人権・共生に関する講演」を聞いて、解決の展望を持つ内容になっていない。是正すること。(人権共生推進課回答)

「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」において、12月の人権週間に8月の人権のまちづくり推進月間に取り組んだ内容を表彰することにつきましては、子どもたちの人権標語や人権ポスター、人権作文等を通じて人権を学ぶ良い機会であると考えております。

また人権講演では様々な人権課題を取り上げ、今後においても、この人権週間にあわせて効果的に開催し、更なる人権教育・啓発に取り組んでまいります。

なお、講演内容は、市民への人権意識啓発を重点としており、時宜を捉えた人権課題を市民に伝え、理解促進を図ること等を目的の一つとしております。

主催者としては、プログラム全体を通して参加していただくことで幅広く人権を学ぶ貴重な機会となるよう企画しておりますが、プログラムは、前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意思によって自由に参加できますので、プログラムごとに参加自由であることを記載する必要はないと考えております。

## 7. 民間組織である「三田市人権を考える会」について(人権共生推進課回答)

民間組織である「三田市人権を考える会」に財政と運営を市が提供することは、市民の理解を得られない。市民の理解は、民間組織は自主財源と自主運営が当然である。

(1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。民間団体の事務局を担当している理由を明らかにすること。

昨年度の回答では、「三田市人権を考える会の規約の定めにより、…事務局では、会長からの委嘱により連絡調整、各部会の運営等本会の事務を処理しております。」となっているが、他団体でも規約に明記すれば、人権共生推進課が事務局を担うのか。

また、「三田市人権を考える会は、前身である三田市同和教育研究協議会の中から三田市が事務局を担っております。」としているが、「三田市人権を考える会」が加盟している上部団体「全人教」や「兵人教」は、行政が事務局を担っていない。三田市が逆に例外である。

三田市人権を考える会の規約の定めにより、会長、副会長他の役員がおかれ、役員が中心となって研究会や学習会、講演会等の開催に関する企画、関係機関との連絡事務を行っております。事務局では、会長からの委嘱により連絡調整、各部会の運営等本会の事務を処理しております。

「他団体でも規約に明記すれば、人権共生推進課が事務局を担うのか。」についてのご質問につきましては、団体との連携、協働して実施する事業における役割分担について、規約に基づいて事務局を担っております。

(2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について昨年度の実績を明らかにすること。昨年度回答がなかった「財政と事務局の丸抱えの組織が、三田市にあるか」について再度回答を求める。

資料は事前に手渡し済です。「財政と事務局の丸抱えの組織が、三田市にあるか」の質問につきましては、人権共生推進課が事務局を担っている「平和を考える市民のつどい実行委員会」は、実行委員会へ事業費全額の補助を行い、その補助金の中で、平和を考える市民のつどい事業を実施しております。

(3) 昨年度の回答では、「三田市人権を考える会は、人権を啓発・推進する市内最大の活動団体」としているが、「市内最大の活動団体」なら参加組織の分担金や個人等からの会費等を徴収すべきである。三田市オンブズパーソンの報告書から「…当該外部団体の業務の全部が三田市と共同で行う業務であり」としているが、それでは外部団体とは言えない。さらには、一昨年度の回答と同様に、「今後においても全市的な取り組みを進めて行くことが必要であると考えています」としているが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよい。丹有人権連も参加する、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織であるが、個人からの財政支援や参加費により、41回も独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施している。

三田市人権を考える会は、三田市が進める人権施策と目指す方向性が合致していることからその前身である三田市同和教育研究協議会の中から三田市が事務局を担っております。これまで人権を啓発・推進する市内最大の活動団体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権の啓発・推進活動を進めてまいりました。今後においても全市的な取り組みを共同で進めていくことが必要であると考えております。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。